

平成27年3月議会

北九州市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

1 制定理由

現在、保育の実施については、児童福祉法第24条第1項により「条例で定める事由」に該当する者に対し、保育を行うこととなっている。

平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法第19条において、「内閣府令で定める事由」に該当する者に対し、保育を行うこととなった。

同時に、児童福祉法が改正され、現在「条例で定める事由」とされている規定が、削除されることとなったため、本条例を廃止するもの。

2 主な内容

上記の理由から、不要となる本条例を廃止するもの。

なお、内閣府令で定められた「保育を必要とする事由」については、本市で定める現行の保育の実施要件と同様であるため、要件に変更はない。

3 施行期日

平成27年4月1日